

平成2年3月27日

各 位

京都市産業観光局商工部
商 業 振 興 課

令和2年度 消費喚起に向けた販売促進支援事業補助金について

京都市では、消費税率の引上げやキャッシュレス・ポイント還元事業終了等の日本経済の動向、さらには新型コロナウイルス感染症による経済面への影響にも対応するため、消費喚起に向けた販売促進支援事業に対する補助制度を設けました。

補助対象者

中小商業団体、商店会、小売市場

補助対象事業

消費税率の引上げやキャッシュレス・ポイント還元事業の終了、新型コロナウイルス感染症による経済面の影響等の景気の先行きリスク等に備え、市内の消費喚起・販売促進を図る事業

現在、新型コロナウイルス感染症に関する動向が不透明であるため、イベント等の開催については、時期等を御相談させていただく可能性ありますので、予め御了承下さい。

補助金の額

- ・補助率 2分の1以内
- ・補助限度額 100万円

御提出される事業内容によっては、補助金の措置ができない場合や、申請件数によっては、満額の補助が難しくなる場合もありますので、予め御了承下さい。

対象事業期間

交付決定後 ～ 令和3年3月31日（水）

受付期間

令和2年4月1日（水）～令和2年6月1日（月）

提出方法

郵送又は持参

※提出書類など、詳しくは「京都市 商業振興課」のホームページ（新着情報）を御確認ください。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000267304.html>)

※その他、以下の事業に対して申請をお考えの際は、「お問い合わせ先」まで御連絡ください。

活性化教育事業	事業実施者の構成員を対象に研修会の開催や先進地を視察する教育事業
商業カードシステム導入促進事業	プリペイド、ポイントサービス、クレジット等のカードシステムの導入事業

お問い合わせ先

京都市産業観光局商工部商業振興課 (TEL : 075-222-3340)
京都市小売商総連合会 (TEL : 075-211-3837)